

考えよう人権・同和問題

人権課
☎24-8811

8月5日～11日は「わたしたちの同和問題週間」です。同和問題の理解を深め、同和問題を完全に解消するため、市民一人ひとりが改めて考える絶好の機会です。人権・同和問題にどのように対処するべきでしょうか。今月号では、昨年8月に実施した人権・同和問題市民意識調査の結果や自由意見を基に、様々な分野の人に語ってもらいました。



写真左から
司会 ● 甲斐健太郎さん(市人権・同和教育指導員)
出席者 ● 藤原 充男さん(二軒茶屋総合センター館長)
● 山内 賢明さん(市人権政策推進審議会長)
● 宮川 明広さん(丸亀市副市長)
● 喜岡 淳さん(香川人権研究所事務局長)

司会 人権・同和問題市民意識調査の集計、分析結果の内容を紹介してください。

喜岡 無作為に選んだ20歳以上の市民7千人にアンケートをし、2362人から回答がありました。調査結果では34%が「差別的な言動にはその場で注意する」と回答しています。2009年に県が行った調査の同じ項目の15%と比べると2倍以上も高く、市民の人権意識は県水準を大きく上

回っていました。しかしながら、「そつとしておく」という回答は23%で、県調査の17%より6ポイント上回り、意識の格差も見られます。さらに市民意識を高めていくことが今後の課題です。

司会 部落差別が何であるか知らない子どもにも被差別部落についての教育が行われることに対する、いわゆる「寝た子を起すな」の考えについて、説明してください。

喜岡 「自然解消論」と呼ばれる考えです。「部落を知らない者は部落差別などはない」「同和、同和と言うから部落差別はなく



た。主には次の2点です。第一は、同和問題のイメージ転換です。特に若い世代を中心に、同和問題に対する理解が深まっていますが、今なお問題は解決していません。市民のみなさんに、根強く残っている誤解を解いてもらい、問題解決の一助を担ってもらいたいです。

第二は、市民間の交流促進です。これまでの一方通行の啓発を改め、隣保館などの地区関係者との交流を通して、市民相互が理解を深められる啓発活動への改革を提言しました。

司会 最後に、市の今後の取り組みについて教えてください。

宮川 地方自治法は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定められています。市は、市民のみなさんが円滑な生活を送れるように、

言っている人がいます。まじめに市民生活を送っている圧倒的多数の地区関係者が、なぜ差別されるのでしょうか。同和団体を名乗って図書などを売りつける「えせ同和行為」が、「同和問題は怖い」という意識を助長しています。また、住宅関係では、かつては国の特別対策で同和地区の住宅や土地を市が買い取って建て替え、低額で貸与していましたが、一般対策に移した現在でも、誤解が残っています。税金問題では、歴史的経緯から就労が不安定で課税所得に届かない人が多い事実を理解してほしい。

同和問題を知りたい人は、ぜひとも隣保館に来て、地区の人たちと交流してください。うわさではなく自分で事実を知り、納得してほしいです。

司会 同和行政の特別対策へ



の批判が寄せられています。が、「逆差別」という言葉が生んでいるようです。同和問題の早急な解決を図るため、国や行政の責務として、限定的な範囲で2001年度末まで特別措置が執られていました。特別な措置は、法的根拠をもつ合理的な配慮であって、逆差別をしているのではありません。同和問題に



限らず、男女共同参画社会での積極的改善措置として女性枠の確保や障がい者雇用の促進などがあります。差別は、憲法で禁止されていますが、現実には、就職や結婚などで基本的人権が守られていないようです。

司会 市民啓発の改革を市長に提言をしたそうですが。

山内 「今後の人権啓発のあり方」を3月、市長に提言しまし

ならない。そつとしておけば自然となくなる」というものです。部落差別は自然現象ではなく社会問題ですから、一人ひとりが人権尊重を自覚することが大切です。結婚差別は、まだ解決していませんが、同和地区出身者の約7割が地区外の人と結婚するなどの変化が見られます。これは、同和問題解決に向けた関係者の取り組みの結果によるもので、自然に変わったものではありません。

司会 自由意見で、同和地区への批判が多く見られますが。

藤原 「地区関係者は怖い」と



人権に配慮した取り組みを市役所すべての部局で推進することを基本として、だれもが住みよいまちづくりを目指しています。同和地区関係者や人権課題を有する人々などの人権が保障される社会の実現に向けた取り組みに、市民のみなさんのご理解ご協力をお願いします。

人権・同和問題を考えるイベントへのみなさんの参加をお待ちしています。

捕まえてみると書籍販売の社員

2010年1月、実在しない同和団体を名乗って図書を高額で売りつけた岡山山の出版社社員8人が、恐喝容疑で岡山県警に逮捕された。電話で「買わないと若い者が行く」と脅し、図書を1冊5～6万円ですりつけていた。口座には約30億円が入金されており、被害範囲はかなり広いとみられる。法務省はこれらを「えせ同和行為」と呼び、不当な要求や行為に対しては、き然として断るよう呼び掛けている。